

議案第 6 2 号

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年三次市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長	1 回 10,800 円
投票所の投票管理者	1 日 12,800 円 ただし、投票時間内に交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票管理者	1 日 11,300 円 ただし、投票時間内に交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票管理者	1 回 10,800 円
選挙立会人	1 回 8,900 円
投票所の投票立会人	1 日 10,600 円 ただし、立会時間内に交替する場合にあ

	っては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	1日 10,600円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票立会人	1回 8,900円

」を

「

選挙長	1回 12,200円
投票所の投票管理者	1日 14,500円 ただし、投票時間内に交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票管理者	1日 12,800円 ただし、投票時間内に交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票管理者	1回 12,200円
選挙立会人	1回 10,100円
投票所の投票立会人	1日 11,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	1日 11,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票立会人	1回 10,100円

」に

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。